

通算5年以上
東京23区に在住していた方
又は通勤していた方を対象に、
移住支援金の交付を
行います。



兵庫県
Hyogo Prefecture

兵庫県 移住支援事業

2025年度版



単身での移住
60万円



世帯での移住
100万円



更に18歳未満の世帯員一人につき
30万円 or 100万円の
子育て加算あり

※子育て加算額は市町によって異なります。

主な対象要件

支援対象求人に就職された方



「ひょうごで働こう！マッチングサイト」に掲載され、
「移住支援金対象」と表示のある求人への就業

関係人口



各市町が定めた移住支援事業における関係人口の
対象範囲を満たす場合

テレワーカー



自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の
本拠とし、移住元での業務を引き続きテレワークで実施する場合

起業された方



兵庫県が実施する「起業家支援事業（社会的事業枠）」
の交付決定を受けた起業

※県内市町の中には当事業を実施していない市町もございます。
また、子育て加算額や申請に必要な要件等、市町によって異なる場合がございます。
事業の詳細につきましては下記URLまたは右のQRコードよりご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/hyogo-matching/overview.html>



対象となる移住先 (36市町+1市の一部)

姫路市、西宮市（一部地域に限る※）、洲本市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町

※西宮市北部地域（西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域）のみ対象

対象とならない移住先 (4市+1市の一部)

神戸市、尼崎市、明石市、芦屋市及び西宮市の一部地域

兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業 (移住支援金のご案内)

年度内の受付は
2月末日まで

支給金額

世帯で移住する場合

100万円



単身で移住する場合

60万円



子育て世帯の場合は、さらに加算※がつきます

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の方一人につき加算額があります。詳細(加算額等)は実施要領をご確認ください。

【例】令和6年4月1日以降転入の場合

家族4人(うち18歳未満2人)の場合の支給額

世帯

100万円

子育て世帯加算

+ (100万円×2人) または (30万円×2人)



加算額は転入日
及び移住先により
異なります！

申請方法

申請書と必要書類を添えて、各市町の窓口申請してください。

※移住支援金は移住先市町の予算の範囲内で実施しています。予算上の理由等により支援金の交付が不可となる可能性もございますので、移住前に必ず移住予定先市町の窓口までお問い合わせください。

対象者になるには、以下要件に当てはまっていることが必要です

4つすべての条件に
当てはまっていることが必要です



移住元に関する
要件
(移住前の状況)

- ①住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住していたこと又は東京圏(条件不利地域除く。以下同じ。)に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区への通勤をしていたこと
- ②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住していたこと又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区への通勤をしていたこと
- ③ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区の大学等へ通学し、東京23区の企業等へ就職した者については、修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる

※東京圏とは：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県です。



移住先に関する
要件

- ①申請時において、転入後1年以内であること(世帯員含む)
- ②移住先に、申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること



世帯に関する要件

- ①2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと
- ②2人以上の世帯員が申請時に同一世帯に属していること

※原則として異動する住民票の世帯人数により判断します。



その他の要件

- ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと(世帯員含む)
- ②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること
- ③その他兵庫県及び事業実施市町が不適当と認めた者でないこと



いずれかに該当する
就職又は起業をされた方等が対象です

支援対象求人
に就職された方



- ①勤務地が兵庫県内に所在すること
- ②就業先が、兵庫県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること
- ③週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人に就業していること
- ④上記求人への応募日が、当該求人がマッチングサイトに上記②の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること
- ⑤当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
- ⑥転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

プロフェッショナル
人材事業等を活用して
就職された方



- ①勤務地が兵庫県内に所在すること
- ②週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ③当該就業先において移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
- ④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- ⑤目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと

テレワーカー



- ①所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
- ②デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと

関係人口



各市町が定めた移住支援事業における関係人口の対象範囲を満たしていること

起業された方



1年以内に兵庫県が実施する「起業家支援事業(社会的事業枠)」の交付決定を受けていること

※対象市町(一部、地域)から転居した場合、対象の職を辞した場合等には移住支援金の一部または全部の返還が求められます。



事業の詳細につきましては下記URLまたは右のQRコードよりご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/hyogo-matching/overview.html>

